

子ども未来局 令和8年度 局運営方針

1 主な現状と課題

少子化・核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子ども・青少年を取り巻く環境が変化する中、子育て支援に関する市民ニーズは高い状況にあります。

特に本市においても、年間出生数が1万人を割るなど少子化は着実に進行しており、少子化対策については喫緊の課題として、スピード感を持ちつつ、着実に推進していくことが求められています。本市が持続可能な成長・発展を続けていくためには、人口の自然増を下支えする出産・子育て世代への支援の充実を図るなど、戦略的に少子化対策に取り組むことが必要となっています。

そのためにも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが重要であり、障害や虐待などにより社会的支援や経済的支援が必要な子どもとその家族も含め、未来を担うすべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進し、結婚、妊娠・出産期、乳幼児期から青年期に至るまで切れ目のない支援をより一層充実させていくことが求められています。

(1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

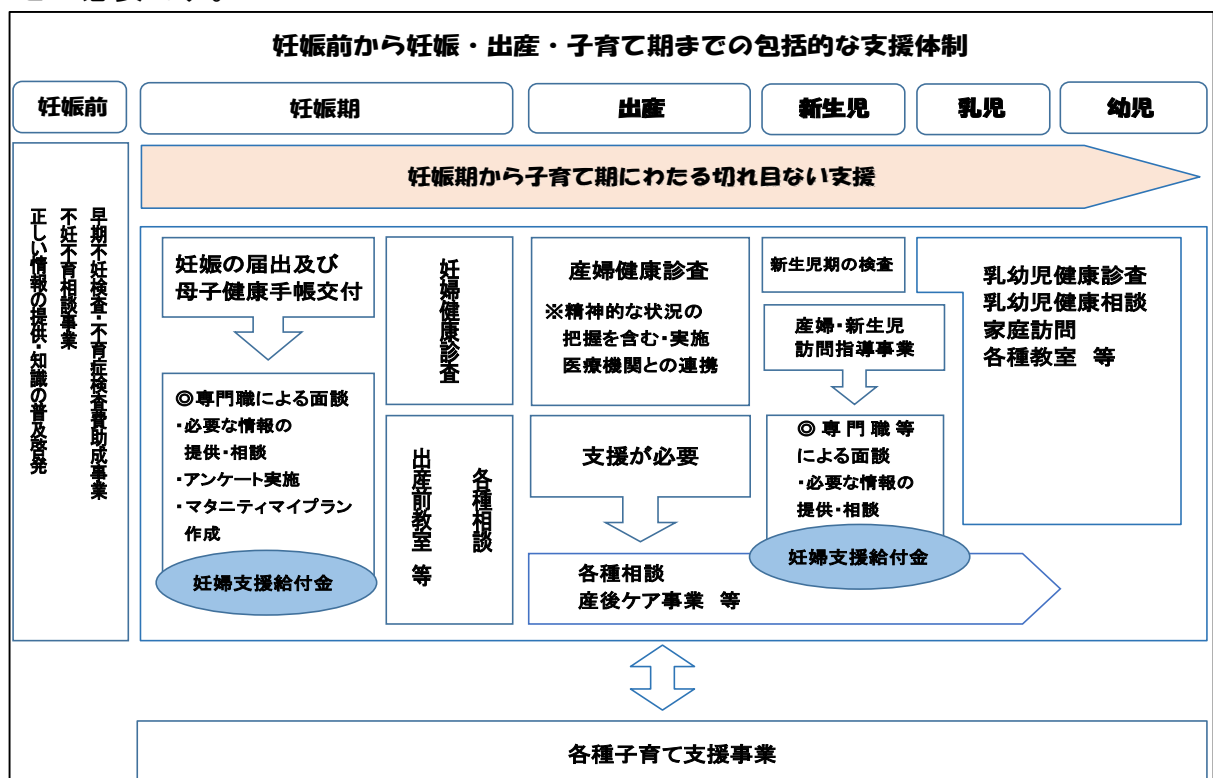
全国的に進行している少子化を食い止めるためには、国の打ち出す各種施策と併せて本市の実情に即した適切な事業を展開していくことが重要です。

結婚を望む方が希望を叶え、希望の数の子どもが持てるよう、支援に取り組む必要があります。



近年の社会情勢として、核家族化が進み、地域のつながりが希薄になり、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。全ての妊婦・子育て家庭が安心して、出産・子育てができるよう、こども家庭センターにおける妊娠・出産包括支援事業をはじめ、産後ケア事業、妊産婦・乳幼児健康診査の拡充を図るなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が求められています。併せて、サービス利用等の利用者費用負担軽減を図るための経済的支援（妊婦支援給付金）と一体的に実施していくことが必要です。

性と健康の相談事業は、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合う「プレコンセプションケア」を含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及が求められています。そのため、思春期、妊娠・出産等の各ライフステージに応じた相談を実施するとともに、SNS等を活用した周知、啓発も必要です。加えて、多くの子どもや若者が気軽に性や自分のからだの相談ができ、性に関する正しい知識や情報が得られる場所が必要となっています。また、不妊・不育症に悩む夫婦の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、専門性の高い相談事業や不妊・不育に係る検査費用の助成事業を継続していくことが必要です。



(2) 子育てがしやすい環境づくり

核家族化や共働き世帯が増加する中、子育てに関する支援ニーズは一層高まっています。そのため、子育ての悩みに関する相談や情報提供を強化するとともに、経済的負担や家事育児に対する負担の軽減を図っていく必要があります。

保育所等の待機児童は解消しましたが、保育需要の更なる増加が見込まれる地域には、引き続き、認可保育所等の整備を進めていく必要があります。

また、子育てと仕事を両立し、安心して子どもを産み育てられる環境を実現できるように、子育て支援型幼稚園の認定促進、幼稚園を送迎先とした送迎保育ステーションの運用、こども誰でも通園制度の実施などにより、子育て家庭の様々なニーズに応えられる多様な保育の受け皿の確保を図る必要があります。

より広く多子世帯の保育料負担軽減を図るため、第1子の入所する保育所等に関わらず、第2子の保育料を軽減する必要があります。

併せて、幼児教育・保育の「質の向上」を図る必要もあります。幼稚園や保育所等における安心・安全な環境の確保や教育・保育の専門性向上に資する取組をさらに強化していくことが求められています。

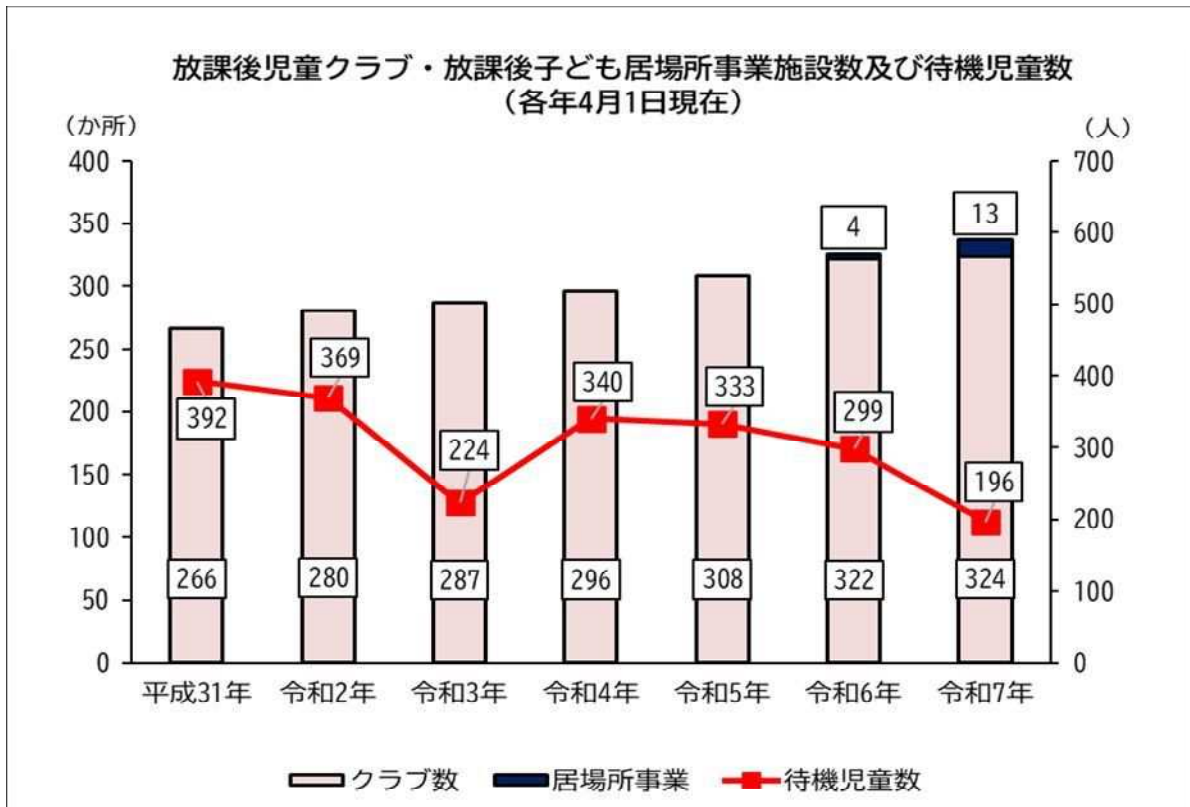
その他、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業等の充実を図るとともに、保育コンシェルジュや保育コーディネーターを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつける必要があります。

放課後児童クラブでは、これまで取り組んできた民設放課後児童クラブの計画的な整備に加えて、放課後子ども居場所事業のモデル事業を実施することによって、令和7年4月1日現在の待機児童数は前年度から103人減少し、196人となりました。

今後も、共働き世帯の増加や子育て世代の社会増等による需要の増加が見込まれるため、学校施設や民間物件を活用した整備を行い、早期に待機児童の解消を図る必要があります。

また、放課後児童クラブの運営に係る保護者負担の軽減や夏休みのみの利用等の多様なニーズに対応していく必要があることから、放課後子ども居場所事業の実施校を拡大するとともに、適切に民設放課後児童クラブを整備することにより、新たな放課後児童対策に取り組む必要があります。

これらの施設の量的拡大や多様なニーズへの対応に伴い、処遇改善を含めた人材確保の取組をより一層推進していく必要があります。



子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援し、乳幼児から青少年を含む幅広い年代の子どもとその家庭が抱える多様な課題に総合的に取り組むため、さいたま市らしさを生かした中核施設である子ども家庭総合センターを運営し、居場所・交流の場に付帯した相談窓口での相談、専門相談機関の集積・連携強化、子ども・家庭に関する相談の担い手の育成など、市全体の子育て支援力の向上に取り組む必要があります。

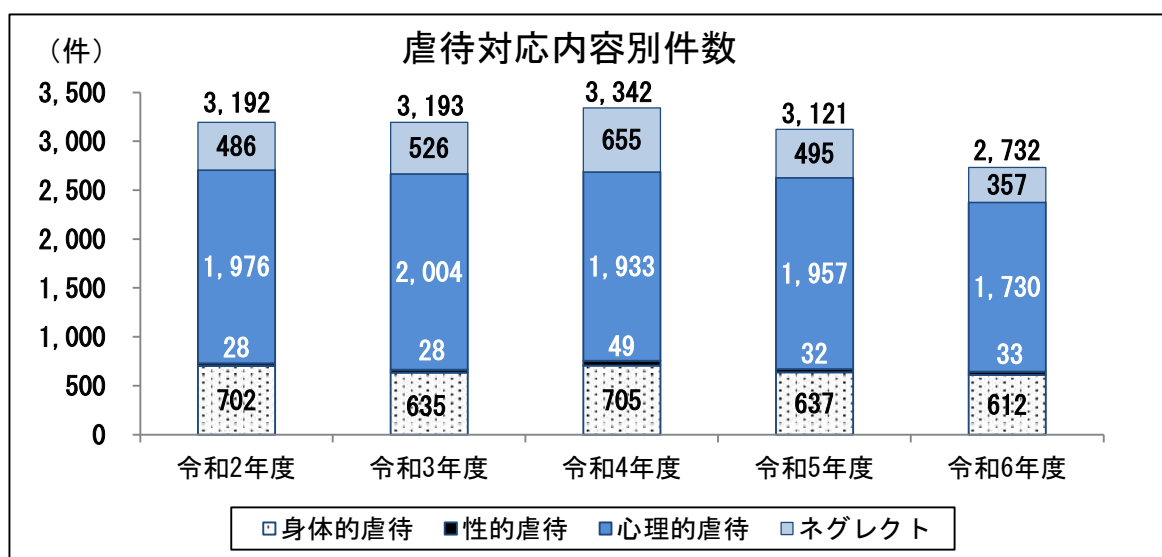
(3) 子ども・若者が健全に成長できる環境づくり

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、子どもや若者が権利の主体として、その権利と個性が尊重されるとともに、様々な体験や社会参画の機会を提供することが重要であり、持続可能な支援体制を構築するため、子ども・若者を社会全体で支える仕組みづくりが必要となっています。

また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻化する状況にあるため、個人の状況に合わせた支援を行うほか、健全な成長を支える安心・安全な環境や居場所の提供、地域内連携並びに地域における多彩な担い手の育成を推進していく必要があります。

(4) 誰一人取り残さない支援の充実

児童虐待対応件数は令和元年度より横ばいで推移しており、さらに児童問題については複雑、深刻化しています。このような中、児童相談所は、相談体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応、家族の再統合に至るまで切れ目のない支援を推進し、関係機関との連携の強化や専門性の更なる向上を図っていく必要があります。



また、少子高齢化の進行等により、誰もがケアをされる側にもする側にもなり得る状況の中、一人ひとりのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるよう社会全体で支援する必要があります。

特に、本来大人が担うべきケアを日常的に担っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を強いられることで、学校生活等に支障をきたし、自身の将来に影響を及ぼすことも懸念されており、ヤングケアラーの負担を軽減するための支援が必要です。

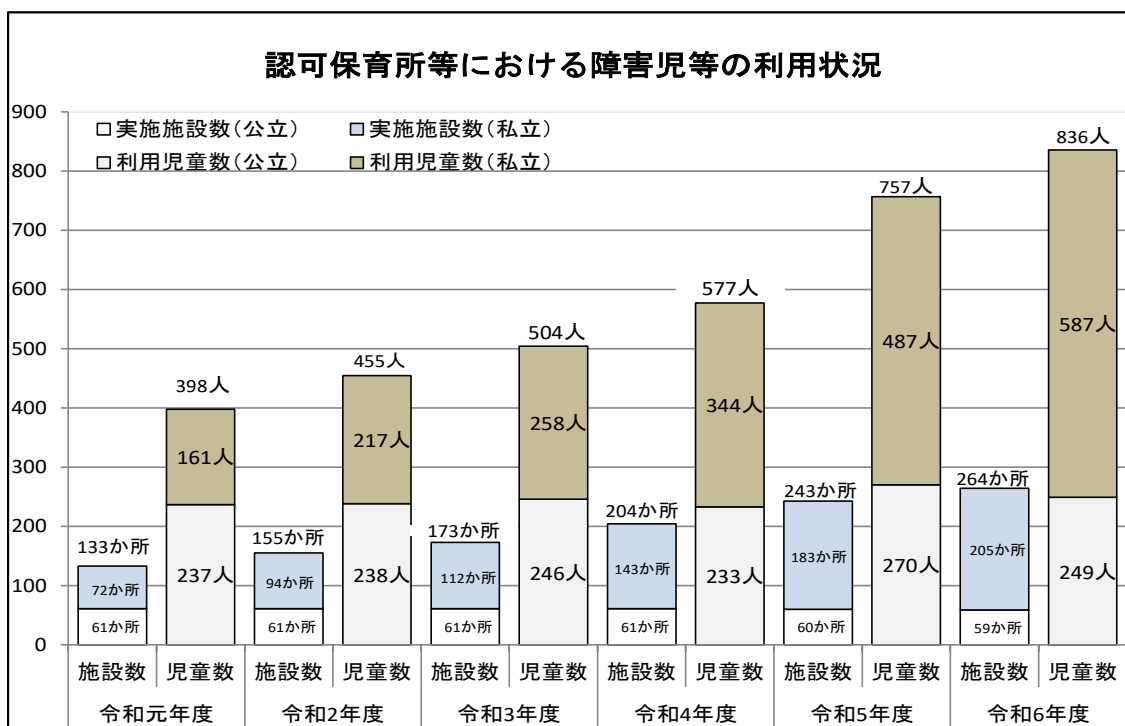
10区に設置したこども家庭センターにおいて母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、家庭支援事業を実施するなど、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対して、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

障害のある児童や支援を必要とする児童は、年々増加傾向にあります。保育所の役割として、個々の障害の特性に対する理解を深めながら、できる限り多くの児童を受け入れ、集団生活を通じ、心身の健全な発達を促進していくことが求められています。

認可保育所等における障害児の受入れに当たっては、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進していく必要があります。

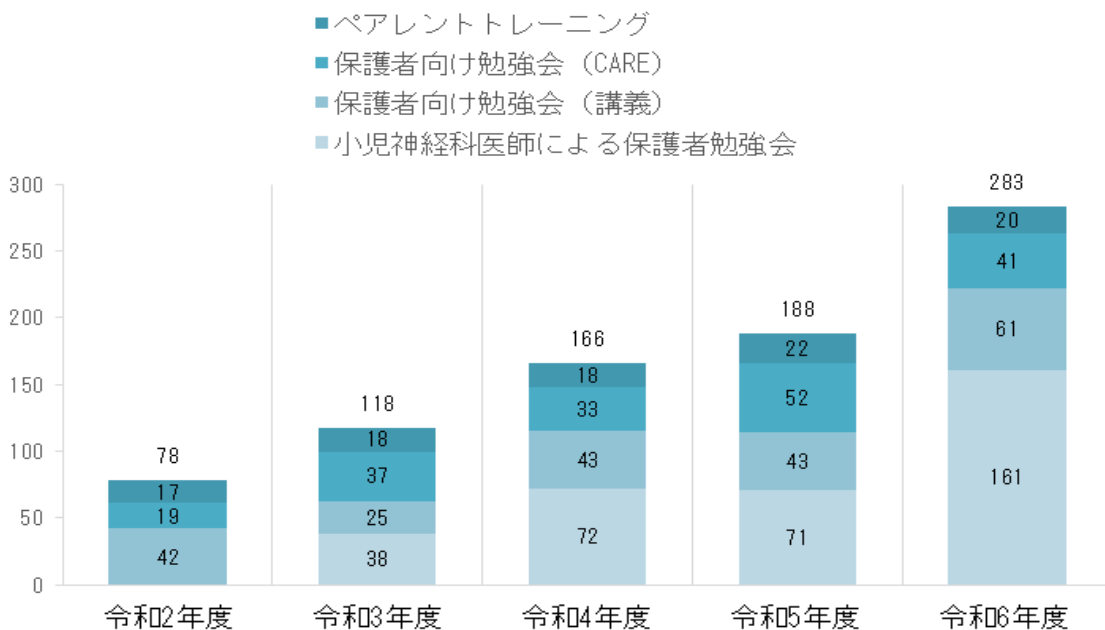
また、保育所を希望する児童のうち、医療的ケアを必要とする児童を令和8年1月現在、保育所16か所で受け入れておりますが、受入施設の拡大等に向けて体制整備を図っていく必要があります。

さらに、在宅の未就学の医療的ケア児に対する相談・交流や保育所入所の支援等についても取り組むことが求められています。



発達障害の社会的認知の広がりにより、乳幼児期から適切な医療・療育を必要とする子どもが増加しています。発達特性や障害のある子ども及びその保護者が地域生活を円滑に送ることができるよう、当該児童やその保護者への支援を行うとともに、保育所・幼稚園及び療育施設等への地域支援を実施する必要があります。

保護者支援事業の参加者数



ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、経済的に不安定なひとり親家庭等に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取組の充実を図る必要があります。

このため、引き続き養育費の確保に向けた支援を実施するとともに、自立に向けた各種就労支援や経済的支援を一層強化することにより、ひとり親家庭等の生活の安定や自立に向けた取組を推進していく必要があります。

2 基本方針・区分別主要事業

子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が自分らしく輝いて成長できるまちを目指し策定した「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」に沿った施策などを着実に遂行することにより、すべての子ども・青少年・子育て家庭の視点に立った支援策を展開するとともに、次世代を担う子ども・青少年を社会全体で育てていく気運を醸成し、「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指します。

(1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

*（ ）内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分 | 事業名 〔事業所管課〕 | 令和8年度 | 令和7年度 | 説明 | 掲載 ページ |
|-----|----------|------------------------------------|--------------------------|------------------------|--|-----------|
| 1 | 拡大 総振 | 若年層に対する結婚支援の 充実 〔子ども・青少年政策課〕 | 8,885 (2,647) | 18,737 (5,111) | 結婚を望む若者が希望を叶えられるよう、結婚・出産を含めたライフデザイン形成支援を行います。また、県等と設置する協議会(恋たま)と連携し、婚活支援に取り組みます。 | II-216 |
| 2 | 総振 | 妊娠・出産包括支援事業 〔母子保健課〕 | 3,111 (524) | 2,693 (460) | 各区のこども家庭センターを円滑に運営し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない伴走型相談支援を行います。 | II-235 |
| 3 | 拡大 総振 | 産後ケア事業の拡充 〔母子保健課〕 | 168,747 (43,094) | 123,171 (31,375) | 育児や体調に不安があり、家族等の協力が得られない産婦に対し、訪問型・宿泊型・デイサービス型の産後ケア事業を実施するとともに、利用しやすい体制を整備します。 | II-235 |
| 4 | 新規 総振 | 5歳児健康診査の実施 〔母子保健課〕 | 55,888 (37,888) | 0 (0) | こどもの特性を早期に発見し、その特性に合わせた適切な支援を行い、幼児の健康の保持及び増進を図るため、発達障害が認知される時期の幼児に対して健康診査を実施します。 | II-235 |
| 5 | 拡大 総振 | 新生児マスキリーニング 検査事業の推進 〔母子保健課〕 | 65,569 (47,460) | 38,470 (25,285) | 新生児に対して行う先天性代謝異常等検査について、早期発見・早期治療につながる検査体制を強化するため、既存22疾患の検査を委託します。 | II-234 |
| 6 | 総振 | 乳幼児健康診査の実施 〔母子保健課〕 | 500,729 (468,945) | 514,070 (482,167) | 母子保健法に基づき、疾病の早期発見・早期治療および育児支援を目的に、1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対して総合的な健康診査を実施します。 | II-235 |
| 7 | 拡大 総振 | 妊産婦健康診査・新生児聴 覚検査助成事業 〔母子保健課〕 | 1,056,294 (1,013,307) | 1,016,632 (993,892) | 妊娠中や出産後の健康保持や聴覚障害等の早期発見、早期支援のため、それぞれの検査費用の一部助成に加え、産婦健康診査の助成回数を拡大します。 | II-235 |
| 8 | 拡大 総振 | 思春期保健事業の実施 〔母子保健課〕 | 3,718 (1,242) | 2,233 (1,117) | 心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期に、子どもが健やかに成長できるよう、命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行います。 | II-234 |
| 9 | | 妊婦のための支援給付 〔母子保健課〕 | 1,021,983 (547) | 1,032,054 (62,203) | 妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と連携しながら、妊娠時・出産時に妊婦支援給付金を支給します。 | II-235 |

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

*()内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分 | 事業名 〔事業所管課〕 | 令和8年度 | 令和7年度 | 説明 | 掲載 ページ |
|-----|----|-----------------------------|--------------------|--------------------|--|-----------|
| 10 | | 子育て世帯応援キャンペーンの実施 〔母子保健課〕 | 61,980 (61,980) | 92,970 (92,970) | 出産時の妊婦支援給付金について、デジタル地域通貨での受取りを選択した場合に、1万円相当のデジタル地域通貨を上乗せして支給します。 | II-235 |

(2) 子育てがしやすい環境づくり

*()内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分 | 事業名 〔事業所管課〕 | 令和8年度 | 令和7年度 | 説明 | 掲載 ページ |
|-----|----------|---|--------------------------|--------------------------|---|------------------|
| 11 | 総振 | さいたま市子ども家庭総合センターの運営 〔子ども家庭総合センター総務課〕 | 333,520 (323,256) | 354,055 (342,392) | 子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援します。 | II-213 II-228 |
| 12 | 拡大 総振 | 子育て支援センター（単独型）事業 〔子育て支援課〕 | 184,459 (79,502) | 168,549 (75,578) | 子育ての負担感、不安感等を緩和するため、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等を実施します。また、日曜日に父親向けの講座・イベントや孫育て講座を実施します。 | II-217 |
| 13 | 総振 | 子育てヘルパー派遣の実施 〔子育て支援課〕 | 12,187 (12,187) | 11,546 (11,546) | 子育て家庭の育児に対する負担軽減を図るため、家事や育児の援助を行うホームヘルパーを派遣します。 | II-217 |
| 14 | 総振 | 子育て支援医療費の助成 〔子育て支援課〕 | 7,518,552 (7,489,684) | 7,466,456 (7,434,299) | 子育て環境の充実と子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳の年度末までの児童を対象に入通院の医療費を助成します。 | II-219 |
| 15 | 拡大 総振 | 放課後児童健全育成事業 〔放課後児童課〕 | 4,258,559 (1,377,748) | 4,072,423 (1,349,899) | 放課後児童クラブの運営を委託するとともに、各クラブを訪問し、育成支援等の質の向上に取り組みます。 | II-220 |
| 16 | 拡大 総振 | 放課後児童支援員等の処遇改善 〔放課後児童課〕 | 275,538 (91,848) | 251,173 (83,729) | 放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、月額9千円相当の賃金改善に係る助成を行うとともに、常勤支援員に対する処遇改善事業を拡充します。 | II-220 |
| 17 | 拡大 総振 | 放課後子ども居場所事業の実施 〔放課後児童課〕 | 687,648 (243,373) | 238,830 (91,396) | 利用を希望する全ての児童を対象に、最も身近な小学校の施設を活用して、安全・安心な放課後の居場所を提供する放課後子ども居場所事業を市内25校で実施します。 | II-220 |
| 18 | 総振 | 民設放課後児童クラブの整備促進と学校施設の活用 〔放課後児童課〕 | 79,182 (22,410) | 68,078 (15,443) | 待機児童の解消等を図るため、民設放課後児童クラブの新設等に対する助成を行うとともに、学校施設を活用して、放課後子ども居場所事業の専用室を整備します。 | II-223 |
| 19 | 拡大 | 公立保育所機能向上・再編の推進 〔保育課〕 | 3,888 (3,888) | 2,798 (2,798) | 令和5年9月策定「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所の民間移管に伴う運営事業者の公募手続等を実施します。 | II-226 |

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

*()内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分 | 事業名 〔事業所管課〕 | 令和8年度 | 令和7年度 | 説明 | 掲載 ページ |
|-----|----------|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|---|------------------|
| 20 | 拡大 総振 | 保育人材確保対策 〔幼児政策課、保育施設支援課〕 | 2,485,880 (1,606,052) | 2,249,802 (1,480,786) | 「さいたま保育士応援手当」を増額し、保育士等処遇改善事業を拡充します。また、保育士の宿舍借り上げに係る経費等の補助上限額を増額します。 | II-226 II-227 |
| 21 | 拡大 | 第2子における保育料軽減 対象の拡大 〔保育施設支援課〕 | 78,358 (78,358) | 10,733 (10,733) | 多子世帯の保育料負担軽減を図るため、第1子の年齢や保育所等への入所状況に関わらず、保育所等に在園する第2子の保育料を軽減します。 | II-227 |
| 22 | 拡大 総振 | こども誰でも通園制度の実施 〔幼児政策課〕 | 90,378 (26,132) | 69,411 (21,629) | 幼稚園・保育所等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。 | II-226 |
| 23 | 拡大 総振 | 保育人材確保対策 〔保育施設支援課〕 | 20,888 (20,491) | 24,407 (23,689) | 「さいたま保育士応援手当」を増額し、保育士等処遇改善事業を拡充します。また、保育士資格を取得し、市内の保育所等に勤務する者に資格取得経費を補助します。 | II-227 |
| 24 | 総振 | 特定教育・保育施設等の整備事業 〔のびのび安心子育て課〕 | 815,114 (35,169) | 1,432,798 (34,962) | 新たな保育需要が見込まれる地域において、認可保育所等の整備を進めるとともに、小規模保育事業や事業所内保育事業などの整備促進のため、連携施設の確保を支援します。 | II-225 |
| 25 | 拡大 総振 | 病児保育室の整備 〔のびのび安心子育て課〕 | 4,000 (1,334) | 4,000 (1,334) | 病児保育室（1施設）の開設準備に要する経費の一部を補助します。 | II-225 |
| 26 | 総振 | 送迎保育ステーション事業 〔幼児政策課〕 | 35,030 (17,636) | 40,210 (20,106) | 駅周辺などの利便性が高い地域から、周辺の幼稚園に児童を送迎する拠点となる送迎保育ステーション事業を実施します。 | II-224 |
| 27 | 拡大 総振 | 私立幼稚園等預かり保育促進事業 〔幼児政策課〕 | 989,370 (625,118) | 907,552 (593,132) | 預かり保育の長時間化・通年化を促進するため、私立幼稚園等の預かり保育事業に対し補助するとともに、子育て支援型幼稚園を利用する保護者の経済的負担を軽減します。 | II-224 |
| 28 | 総振 | 幼児教育の質の向上事業 〔幼児政策課〕 | 88,174 (86,357) | 90,822 (88,977) | 幼児教育の質の向上に向け、幼児教育の指針等に基づく研修等を実施します。また、幼児教育環境向上に係る幼稚園等の取組を支援します。 | II-224 |
| 29 | 拡大 総振 | 幼稚園教諭の処遇改善 〔幼児政策課〕 | 15,048 (15,048) | 24,654 (24,654) | 幼稚園教諭の処遇改善を支援するため、「さいたま幼稚園教諭応援手当」を増額します。 | II-224 |
| 30 | 新規 | 小学生の朝の見守り事業の 試行的実施 〔放課後児童課〕 | 2,911 (0) | 0 (0) | 小学校の始業前の時間帯に児童が安心して過ごすことができる居場所を提供するため、学校施設を活用し、市内1校で朝の見守り事業を試行的に実施します。 | II-220 |

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

* ()内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分 | 事業名 〔事業所管課〕 | 令和8年度 | 令和7年度 | 説明 | 掲載 ページ |
|-----|----|--------------------------------------|--------------------|--------------------|--|-----------|
| 31 | 総振 | 多胎児家庭サポート事業の 実施 〔子育て支援課〕 | 3,465 (3,465) | 3,826 (3,826) | 多胎児を養育する家庭の育児の負担を軽減するため、育児支援や外出支援を実施します。 | II-217 |
| 32 | 総振 | ファミリー・サポート・セ ンターの利用促進 〔子育て支援課〕 | 20,916 (20,916) | 20,849 (20,849) | ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業について、事業の利用促進を図るため、提供会員への助成を行います。 | II-219 |

(3) 子ども・若者が健全に成長できる環境づくり

* ()内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分 | 事業名 〔事業所管課〕 | 令和8年度 | 令和7年度 | 説明 | 掲載 ページ |
|-----|----------|--|--------------------|--------------------|--|-----------|
| 33 | 拡大 | 子ども・青少年希望基金への 積立て及び運用 〔子ども・青少年政策課〕 | 31,813 (0) | 20,458 (0) | 市民や企業等からの寄附金等の受け皿となる「さいたま市子ども・青少年希望(ゆめ)基金」への積立て及び運用を行います。 | II-213 |
| 34 | 拡大 総振 | 子どもの居場所づくりへの 支援 〔子ども・青少年政策課〕 | 7,159 (0) | 6,559 (959) | 子どもの居場所づくりに取り組む団体等の運営を支援するとともに、認知度向上や担い手・支え手の充実を図るため、民間団体等と連携してイベントを開催します。 | II-216 |
| 35 | | 冒険はらっぱの運営とプレ ーパークの担い手支援 〔子ども家庭総合センター 総務課〕 | 17,153 (16,845) | 17,148 (16,840) | 常設のプレーパークである冒険はらっぱの運営及びプレーパークの担い手養成研修を実施します。 | II-228 |
| 36 | 拡大 総振 | 児童センター子ども運営会 議事業 〔子ども・青少年政策課〕 | 600 (0) | 300 (0) | 児童センターの運営に子どもの意見を反映する仕組みづくりとして、子ども運営会議を6施設で実施します。 | II-223 |
| 37 | 拡大 総振 | 児童養護施設等退所児童への 支援 〔子ども家庭支援課〕 | 15,408 (0) | 14,843 (0) | 施設等を退所した児童に対して、クラウドファンディングを活用し、就学や就労を支援します。また、大学等に進学し継続して就学するための奨学金や就職活動費を給付します。 | II-229 |
| 38 | 総振 | 若者自立支援ルーム運営事 業 〔子ども・青少年政策課〕 | 48,381 (37,820) | 47,960 (47,960) | 困難を抱える若者が、一人でも多く円滑な自立を果たせるよう、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを実施し、就労や復学等へ向けた支援を行います。 | II-209 |
| 39 | 新規 総振 | 児童養護施設カルテット小 規模化の推進 〔子ども家庭支援課〕 | 7,762 (7,762) | 0 (0) | 児童養護施設カルテットにおいて、より家庭的な環境で養育することができるよう施設の小規模化に向けた基本方針を策定します。 | II-229 |
| 40 | 総振 | 子ども・若者の意見表明や 社会参画機会の提供 〔子ども・青少年政策課〕 | 6,927 (0) | 6,792 (5,768) | 子ども・若者の意見表明や社会参画の機会を提供するため、「子ども・若者ワークショップ」や「子どもがつくるまち」を実施します。 | II-216 |

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

*()内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分 | 事業名 〔事業所管課〕 | 令和8年度 | 令和7年度 | 説明 | 掲載 ページ |
|-----|----------|--|--------------------|--------------------|--|-----------|
| 41 | 拡大 総振 | 様々な課題を抱える児童を 支援する常設型の居場所づ くり 〔子ども・青少年政策課〕 | 59,105 (15,702) | 27,114 (9,041) | 養育環境に課題を抱える児童に対して、安心・ 安全な居場所の提供や食事の提供、生活習慣の 形成等の支援を包括的に提供する常設型施設へ の支援を行います。 | II-216 |
| 42 | 拡大 | 二十歳の集い 〔子ども・青少年政策課〕 | 80,997 (80,997) | 50,695 (50,695) | さいたま市の未来を担う若者を、市民ごぞつて 祝福し、二十歳としての責任や自覚を促すとと もに、今後の活躍と将来の幸せを願うために、 二十歳の集いを実施します。 | II-209 |

(4) 誰一人取り残さない支援の充実

*()内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分 | 事業名 〔事業所管課〕 | 令和8年度 | 令和7年度 | 説明 | 掲載 ページ |
|-----|----------|--|----------------------|----------------------|--|-----------|
| 43 | 新規 総振 | (仮称)子どもの権利条例 制定事業 〔子ども・青少年政策課〕 | 7,789 (0) | 0 (0) | 「(仮称)子どもの権利条例」の制定に向け て、子どもの意見を広く取り入れるためのアン ケート調査や、子どもが主体となる検討会議を 開催します。 | II-216 |
| 44 | 新規 総振 | いじめ問題救済委員会の設 置 〔子ども・青少年政策課〕 | 15,216 (471) | 0 (0) | 長期化、深刻化するいじめ問題に対して早期に 介入し解決を図るため、学校や教育委員会から 独立した第三者機関として、「いじめ問題救済 委員会」を設置します。 | II-216 |
| 45 | 総振 | 児童相談等特別事業 〔南部児童相談所〕 | 28,979 (15,837) | 28,606 (16,027) | 児童問題の複雑化及び深刻化等に対応するた め、通告・相談に応じられる体制を整備しま す。 | II-215 |
| 46 | 総振 | 里親支援機関事業 〔南部児童相談所〕 | 4,422 (2,215) | 4,237 (2,134) | 保護者のいない児童等の養育のため、里親の登 録、里親への委託を推進するとともに、委託後 の里親・子の支援を実施します。 | II-216 |
| 47 | 総振 | ヤングケアラー等への支援 〔子ども家庭支援課〕 | 14,999 (5,330) | 16,942 (7,172) | ヤングケアラー相談窓口の周知、支援団体や関 係機関職員を対象にした研修会を開催します。 また、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援 事業を実施します。 | II-222 |
| 48 | 総振 | 障害児保育事業 〔保育施設支援課〕 | 918,809 (917,765) | 948,551 (947,507) | 障害児や心身の発達に遅れのある児童の受入れ を促進するため、受入れに必要な人員を確保し ている私立認可保育所等に補助を行います。 | II-227 |
| 49 | 新規 総振 | 私立認可保育所等における 育成支援新規枠の創設 〔保育施設支援課〕 | 114,048 (114,048) | 0 (0) | 障害児や心身の発達に遅れのある児童の受入れ を促進するため、新たに受入れ体制を整備した 私立認可保育所等に補助を行います。 | II-227 |
| 50 | 拡大 総振 | 私立認可保育所等における 医療的ケア児の受入支援 〔保育施設支援課〕 | 238,016 (113,040) | 189,090 (85,530) | 医療的ケアを必要とする児童の受入れを行う私 立認可保育所等に対する支援を実施するととも に、受入施設を拡大します。 | II-227 |

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

*()内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分 | 事業名 〔事業所管課〕 | 令和8年度 | 令和7年度 | 説明 | 掲載 ページ |
|-----|----------|--|----------------------|----------------------|--|--------------------------------------|
| 51 | 総振 | 医療的ケア児保育支援センターの運営 〔保育施設支援課〕 | 26,967 (15,527) | 26,967 (15,861) | 医療的ケア児保育支援センターにおいて、未就学の医療的ケア児や家族に対して相談等の支援を実施します。また、医療的ケア児受入保育施設等に対して研修等の支援を実施します。 | II-227 |
| 52 | 拡大 総振 | 私立幼稚園等における特別支援教育に対する支援の一層の充実 〔幼児政策課〕 | 175,058 (174,448) | 156,766 (156,056) | 心身に障害等のある幼児の就園を促進するため、私立幼稚園等における特別支援教育に対する支援の一層の充実を図ります。 | II-224 |
| 53 | | 杉の子園施設更新事業 〔総合療育センターひまわり学園総務課〕 | 16,010 (8,610) | 39,671 (17,371) | 児童発達支援事業所である杉の子園の現地での施設更新や児童発達支援センターへの機能拡充を行うため、設計等を行います。 | II-230 |
| 54 | 総振 | 療育体制の強化と効果的な支援の推進 〔総合療育センターひまわり学園総務課、療育センターさくら草、療育センターひなぎく〕 | 75,253 (387) | 63,282 (387) | 発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療と福祉が一体となって専門的立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。 | II-231 II-232 II-233 II-234 |
| 55 | 総振 | 養育費確保促進事業 〔子育て支援課〕 | 6,980 (1,320) | 6,777 (1,142) | 養育費の安定的な確保を支援するため、弁護士による法律相談や未払い養育費の立替を実施するとともに、公正証書の作成や、保証契約、強制執行申立等に要する費用を助成します。 | II-217 |
| 56 | 拡大 総振 | ひとり親家庭等総合支援事業 〔子育て支援課〕 | 11,778 (5,369) | 12,445 (7,553) | ひとり親家庭の父母等を対象に、生活相談や就業相談等を実施するほか、各種講習会を開催します。また、学び直しを支援するため、新たに大学授業料等の一部を助成します。 | II-217 |
| 57 | 総振 | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給 〔子育て支援課〕 | 65,355 (16,339) | 64,079 (16,020) | ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定のため、ひとり親家庭の父母が、就業に結びつく資格取得を目指して6か月以上養成機関で修業する場合、給付金を支給します。 | II-217 |
| 58 | 総振 | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給 〔子育て支援課〕 | 14,246 (3,562) | 8,821 (2,206) | ひとり親家庭の自立の促進を図るため、ひとり親家庭の父母が指定の教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。 | II-217 |
| 59 | | 低所得の子育て家庭児童進学支援金の支給 〔子育て支援課〕 | 21,920 (17,519) | 22,005 (13,545) | 低所得の子育て家庭等の児童の進学に向けた経済的支援を行うため、模試費用や受験料を助成するとともに、大学等入学時に入学一時金を助成します。 | II-217 |

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

3 脱炭素化に資する主な取組一覧

(単位：kg-CO2)

| 課名等 | 事業名 | 取組の内容 | CO2削減量 |
|--|-------------------|--|-------------|
| 保育課 子ども家庭総合センター総務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく | 桜環境センターのグリーン電力活用 | 保育園、子ども家庭総合センター、療育センターにおいて、桜環境センターで発電されたグリーン電力を活用することにより、温室効果ガスの削減に努めます。 | 1,060,011.0 |
| 子ども・青少年政策課 放課後児童課 保育課 子ども家庭支援課 ひまわり学園総務課 療育センターさくら草 | LED照明への更新 | 施設の照明をLED照明に更新することにより、温室効果ガスの削減に努めます。 | 236,791.2 |
| 療育センターさくら草 | 療育センターさくら草空調設備の更新 | 療育センターさくら草において、空調設備を更新することにより、温室効果ガスの削減に努めます。 | 19,047.8 |
| 療育センターひなぎく | 会議のオンライン開催 | 紙の使用量を削減することにより、温室効果ガスの削減に努めます。 | 56.0 |
| 子育て支援課 母子保健課 | 紙使用量削減の実施 | 印刷物、冊子類について、印刷部数を見直すことにより、温室効果ガスの削減に努めます。 | 1,023.1 |

4 見直し事業一覧

(単位：千円)

| 事務事業名 | 主な事業 | 主な見直しの理由及び内容 | 見直し額 |
|-------------------------|--------------------|--|----------|
| 児童福祉執行管理事業（子ども・青少年政策課） | 課内庶務に関する事務 | 消耗品費について、過去の実績等を踏まえ、予算額を縮小する。 | △ 410 |
| 子育て支援推進事業（子育て支援課） | 多子世帯子育て応援金給付事業 | 過去の実績を踏まえ、給付対象人数を見直し、予算額を縮小する。 | △ 7,650 |
| 子育て支援推進事業（子育て支援課） | 多胎児家庭サポート事業の実施 | 過去の実績を踏まえ、委託料を見直し、予算額を縮小する。 | △ 361 |
| 子育て支援推進事業（子育て支援課） | ハローエンゼル訪問事業その他 | 父子手帖を電子化するため、予算計上を廃止する。 | △ 660 |
| 公立保育所管理運営事業 | 公立保育所の管理運営に関する事業 | 過去の実績を踏まえ、複写機等の使用料の予算額を縮小する。 | △ 2,816 |
| 特定教育・保育施設等運営事業（保育施設支援課） | 特定教育・保育施設等に対する補助事業 | 過去の実績等を踏まえ、感染症対策改修事業について補助を終了し、特別保育事業費補助金等について対象経費を見直し、予算額を縮小する。 | △ 12,038 |
| 特定教育・保育施設等運営事業（保育施設支援課） | 障害児保育事業 | 過去の実績等を踏まえ、障害児保育事業の補助対象人数を見直し、予算額を縮小する。 | △ 26,955 |
| 認可外保育施設運営事業 | 市認定保育施設運営事業 | 過去の実績等を踏まえ、ナーサリールーム及び家庭保育室への委託料の対象施設数を見直し、予算額を縮小する。 | △ 7,907 |
| 子ども家庭総合センター管理運営事業 | 施設維持管理 | 事務用品、手数料、原材料費の見直しにより、予算額を縮小する。 | △ 1,437 |
| 療育センターひなぎく管理運営事業 | 診療に付随する業務等 | 外来診療用の事務用品や医薬材料費の見直しにより、予算額を縮小する。 | △ 289 |
| 療育センターひなぎく管理運営事業 | 施設維持管理等 | 電気使用量や複写機使用料の見直しにより、予算額を縮小する。 | △ 703 |
| 出産・子育て応援事業 | 給付事務等 | 過年度の実績を踏まえ、通信運搬費や印刷物の数量を見直し、予算額を縮小する。 | △ 1,440 |
| 出産・子育て応援事業 | 子育て世帯応援キャンペーンの実施 | 過年度の実績を踏まえ、支給件数を見直し、予算額を縮小する。 | △ 30,990 |

※上記のほか、15件△1,687千円の見直し額あり。